

令和6年度高松市長広報動画制作業務仕様書

1 業務の内容

高松市が持つ価値や魅力、将来展望などを市長自らPRする映像を制作し、シビックプライドの醸成につなげるとともに、市内外に広く発信することで、視聴者が本市に関心を持つきっかけとなるような動画制作を行う。

なお、視聴者の興味・関心を引き付けるための構成や演出を用いて、視聴者にとって分かりやすい動画を制作する。

2 業務の概要

(1) 掲載媒体

高松ムービーチャンネルで配信

(2) 制作本数

年3本

(3) 動画時間

1本あたり10分程度

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 制作・テーマ

動画のシナリオ作成、収録・編集等制作に係る一切の業務は受託者において行うこととする。なお、シナリオについては委託者が作成し、広聴広報・シティプロモーション課において校正を行う。

各回のテーマは、受託者が提案し、市と協議の上、決定するものとする。

(6) ユニバーサルデザインへの配慮

ユニバーサルデザインに配慮し、必要に応じて文字スーパーやテロップの挿入など、視聴しやすくなるよう工夫を行うこと。

(7) その他

ア 成果品の意匠、著作権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、二次使用权その他一切の権利は高松市に帰属する。

イ DVD及びMP4形式の動画ファイルで広聴広報・シティプロモーション課へ各1本提出すること。

ウ 修正可能な段階で事前試写（プレビュー）を行い、必要に応じて修正を行うものとする。

エ 必要に応じて広聴広報・シティプロモーション課が所有する映像画像などは使用できるものとする。

オ 本業務によりなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

3 予定金額

1,095,000円

(制作費、使用料、出演料、交通費、謝礼他、制作に係る一切の費用に消費税及び地方消費税を含んだ額)

4 労働関係法規の遵守及び適正な雇用条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1) から (5) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

5 その他

- (1) 契約業者は、制作前、制作中においては、常に広聴広報・シティプロモーション課と密接に連携を図りながら、忠実かつ誠実に業務を遂行すること。
- (2) 仕様書に記載のない事項については、広聴広報・シティプロモーション課と協議の上、適切に処理するものとする。